

議案第52号

幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表29の項の次に次のように加える。

29の 2	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付 の謄本若しくは抄本の交付	戸籍の附票の除票の写しの交付 手数料	1通につき  250円	交付のとき	
----------	--	-----------------------	-------------------	-------	--

別表中30の4の項を削り、30の3の項中、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項に規定する」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項に基づく」に改め、同項を30の4の項とし、30の2の項を30の3の項とし、30の項の次に次のように加える。

30の 2	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付	除票の写し又は除票の記載事項証明書の交付 手数料	1通につき  250円	交付のとき	
----------	--	-----------------------------	-------------------	-------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。